

《年金加入期間確認通知書・年金加入記録回答書》請求書

国家公務員共済組合連合会 御中

令和 年 月 日

1. 通知書または回答書を請求する理由について○をつけてください。

1. 厚生年金・国民年金・私学共済の年金を請求するため ⇒年金加入期間確認通知書を\_\_\_\_\_通  
 [ 老齢又は退職 障害 死亡  
 老齢基礎年金の繰上 配偶者用 その他 ]  
 いずれかに○をつけてください。
2. 将来、年金を受けるために加入記録を確認するため ⇒年金加入記録回答書を\_\_\_\_\_通

2. 区分に応じた番号をわかる範囲で記入してください。

- (1) 共済年金(国家公務員)の決定を受けている方  
 [年金証書記号番号] A - - -
- (2) 現在、国家公務員共済組合に加入中の方  
 [長期組合員番号 9桁] 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
- (3) 昭和 61 年 3 月以前に国家公務員としてお勤めされていた方  
 [退職一時金等の給付番号]  
※旧郵政省の退職者にはありません \_\_\_\_\_
- (4) 通知書又は回答書を必要としている  
 すべての方 

--	--	--	--

 - 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
- [基礎年金番号 10桁]

3. 国家公務員共済の加入履歴を記入してください。(共済年金の決定を受けている方は記入不要です。)

	始期	終期
(例) ○○郵便局 (□□県)	勤務期間 S 41 年 4 月 1 日	~ H 4 年 3 月 31 日
勤務先名称:	勤務期間: S H 年 月 日	~ H R 年 月 日
勤務先名称:	勤務期間: S H 年 月 日	~ H R 年 月 日
勤務先名称:	勤務期間: S H 年 月 日	~ H R 年 月 日

- (注 1) 国家公務員共済組合に加入される以前に地方公務員・旧公企体(JR・JT・NTT)共済組合の加入期間がある場合は、その期間も記入してください。
- (注 2) 「勤務先名称」は、所属所の異動歴は記入せず、最終の勤務先名を記入してください。在職中の場合は終期に「在職中」と記入してください。

(フリガナ) (フリガナ) T  
 組合員氏名 \_\_\_\_\_ (旧姓) 生年月日 H 年 月 日  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_ S

連絡先の電話番号 \_\_\_\_\_ ( )

※組合員以外の方が請求される場合は記入してください。

(フリガナ)  
 請求者氏名 \_\_\_\_\_ 組合員との続柄 \_\_\_\_\_

記入される前に「裏面」も必ずお読みください

# 記入される前にお読みください。

## 年金加入期間確認通知書・年金加入記録回答書が発行できない場合

- 昭和36年4月1日より前に、組合員期間20年未満で退職されている場合は、現在の公的年金制度（厚生年金・国民年金等）との通算関係がありませんので、同日前の期間のみについては証明できません。
- 国家公務員を退職後に、地方職員・公立学校・警察・都職員・指定都市職員・市町村職員の加入期間がある場合は、最後に加入していた共済組合に請求してください。
- 国家公務員を退職後に、旧公企体(JR・JT・NTT)の加入期間がある場合は、日本年金機構の最寄りの年金事務所に請求してください。
- 年金を請求できる年齢に到達していない場合（※ 障害及び死亡の年金を請求する場合は除きます。）は「年金加入期間確認通知書」の発行が出来ませんので、「年金加入記録回答書」を発行することになります。

## 添付書類について

- 社会保険労務士等の代理人が請求されるときは、委任状を添付してください。
- 請求者が組合員と離婚されている場合は、婚姻と離婚が確認できる戸籍謄本が必要となります。  
なお、年金加入記録回答書の請求は、原則として組合員本人に限られます。

## 記入方法

- 組合員氏名は現在の氏名を記入し、退職時と氏名が異なる場合は「旧姓」欄に退職時の氏名を記入してください。

## 送付先・お問い合わせ先

〒102-8082

東京都千代田区九段南1丁目1番10号 九段合同庁舎

**国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室**

電話番号：0570-080-556（ナビダイヤル）

0570におかけになれない場合 03-3265-8155（一般電話）

（平日9：00—17：30）

※お問い合わせの際は「基礎年金番号」をお知らせください。

### ◇◇◇ お 願 い ◇◇◇

請求の際は、**返信用封筒**(郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼付)を**同封**してください。

また、請求内容（旧郵政省を昭和59年4月前に退職している場合や、勤務期間が1年未満の場合等）によっては、発行に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。